

市社協の使命

本会は地域福祉推進の中核的組織として、「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を推進することを使命とします。

経営理念

社協の使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 地域住民が共に支えあい安心して生活できる地域をつくります。
- (2) 地域住民の様々なニーズに応え、地域に密着したきめ細かなサービスを展開します。
- (3) 地域福祉を推進するためのネットワークをつくります。

5年後の氷見市社協の目指す姿・目標

1. 人材育成 地域とのつながりを意識できる人材を育成します。
2. 人材確保 氷見市の福祉の魅力を発信し、様々な機会を通して福祉教育を推進することで、地域を支えるための福祉人材の確保・定着を目指します。
3. 情報管理 法令遵守の下、個人情報の取扱いは厳重にし、業務を適切に遂行するための環境を整備します。
4. 連携 地域・専門機関・行政から信頼され、連携・協働できる職員・組織を目指します。
5. 組織基盤強化 市民が必要とするサービスを追求しつつ、健全な経営を維持し、組織基盤強化を図ります。

組織基盤強化プロジェクトチーム

将来にわたり組織の使命を遂行するために現在対策が必要な課題を整理し、組織基盤の強化に取り組みます。本計画期間中の組織基盤強化の取り組みは以下の4つです。取り組み毎に「組織基盤強化プロジェクトチーム」を組織化し、課題の分析や必要な取り組みを提案、推進します。

1. 人材育成プロジェクトチーム
2. 人材確保プロジェクトチーム
3. 情報管理プロジェクトチーム
4. 連携プロジェクトチーム

この計画に関するお問い合わせは下記まで

社会福祉法人氷見市社会福祉協議会

電話 0766-74-8407

URL <http://www.himi-shakyo.jp/>



氷見市社会福祉協議会 地域福祉推進計画

(令和4年度～令和8年度) 【概要版】

「認め合い 支え合い
絆が深まるまち ひみ」
を目指して

氷見市社協地域福祉推進計画とは

この計画は、第4次氷見市地域福祉計画の目指す福祉社会像である、「認め合い 支え合い 絆が深まるまち ひみ」の実現に向け、第4次氷見市地域福祉計画の実施計画において本会が担う部分を明確にし、そのための具体的な取り組みを掲げると共に、その取り組みを遂行するための組織基盤の強化に向けた取り組みをまとめたものです。

社会福祉法人
氷見市社会福祉協議会



第4次氷見市地域福祉計画の施策体系と市社協の推進事業（市社協の事業該当部分のみ抜粋）

第4次氷見市地域福祉計画の推進事業体系のうち、市社協の推進事業は以下の一覧の通りです。また、体系図に無い項目に関しても、随時市や関係機関と状況を共有しながら、必要に応じて新規事業の検討や開発を行います。

基本目標	施策項目	具体的取り組み	市社協の推進事業		
1 だれもが安心して暮らせる生活の支援	(1) 包括的支援体制による相談支援と多職種連携体制の定着と強化	①社会的孤立の早期発見と支援体制の強化	(ア) 地域総合福祉推進事業 (イ) 生活困窮者自立相談支援事業 (ウ) 基幹相談支援事業 (エ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (オ) 子ども・子育て悩み相談ほっとねっと		
		②多職種、多分野との連携体制の構築	(ア) 多機関協働事業		
		③総合相談と専門相談の連携強化	(ア) 基幹相談支援事業		
	(2) 地域生活課題に対する新たな支援づくり	①ひきこもりの住民への支援の構築	(ア) 参加支援事業 (イ) 生活困窮者自立相談支援事業 (ウ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
		②外国籍の住民への支援の構築	(ア) 生活困窮者自立相談支援事業		
		③新たな地域生活課題の発見と対策協議の場づくり	(ア) 生活支援コーディネーター設置事業 (イ) 安心生活創造事業 (ウ) 多機関協働事業		
	(3) 権利擁護・保証の仕組みの構築	①権利擁護の推進と成年後見制度の普及、利用促進	(ア) 成年後見制度利用の支援 (イ) 日常生活自立支援事業		
		②死後事務の研究及び身元保証サービスの構築	(ア) 多機関協働事業		
		③虐待の早期発見と安全に生活できる拠点の確保	(ア) 基幹相談支援事業		
	(4) 地域医療と保健・福祉の連携強化	②ライフステージに合わせた福祉サービスの充実	(ア) 総合事業・居宅介護支援事業 (イ) 総合事業・地域密着型通所介護事業（寿養荘） (ウ) 介護予防・福祉用具貸与事業 日常生活用具貸し出しサービス事業 (エ) 総合事業・訪問介護事業 (オ) 障害者ホームヘルプサービス事業 (カ) ほっとヘルプサービス事業 (キ) 介護予防・訪問入浴事業 (ク) 障害者訪問入浴サービス事業 (ケ) 総合事業・地域密着型通所介護事業（我家） (コ) 障害者通所サービス（生活介護・自立訓練） (サ) 放課後等児童デイサービス、児童発達支援 (シ) 障害者相談支援事業、指定特定相談事業、児童相談支援事業 (ス) 障害者等通所入浴事業 (セ) 事業所内保育所の運営 (ソ) 学童保育サービス（放課後児童健全育成事業） (タ) ファミリー・サポート・センター事業		
			(5) 生活を支える就労の機会・居住確保・移動手段の充実	①多様な就労や社会参加の仕組みの確立	(ア) 参加支援事業 (イ) 生活福祉資金貸付事業
				②安心できる居住・居場所の確保	(ア) 生活困窮者自立相談支援事業 (イ) 老人体養ホーム寿養荘の運営 (ウ) 高齢者グループリビングの運営 (エ) 児童館の運営（指定管理者制度） (オ) 学習・生活支援事業
				③多様な移動手段の検討	(ア) 生活支援サービス車両提供事業 (イ) 安心生活創造事業 (ウ) 生活支援コーディネーター設置事業
			(6) 生活に関する情報提供・共有の仕組みづくり	①制度や仕組みに関する情報発信の充実	(エ) 情報提供推進事業
				②効果的な情報提供からの支援の展開	(オ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
			(7) 災害時の支援体制の強化	①災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成	(カ) 安心生活創造事業
				②災害を意識した平常時からの支援体制の確立	(ア) 地域総合福祉推進事業 (キ) 安心生活創造事業
				③福祉避難所等における生活支援体制の構築	(ク) 安心生活創造事業

基本目標	施策項目	具体的取り組み	市社協の推進事業	
2 互いに支え合える地域づくり	(1) 災害時の福祉環境の整備	②福祉と防災を連携させた防災体制整備	(ア) 安心生活創造事業	
		(2) 持続可能な地域福祉の体制づくり	①人口減少に対応できる地縁組織の整備と体制強化 ②将来を見据えた地域資源の利活用方法の検討	(ア) 地域総合福祉推進事業 (ア) 安心生活創造事業
	(3) 住民主体の地域福祉活動の充実と発展の支援	①住民主体の地域福祉活動の推進	(ア) 市社協職員のエリア担当制 (イ) 安心生活創造事業 (ウ) 地域子育て活動支援事業 (エ) 子育て支援スタッフ育成・発掘事業	
		②住民による各種地域福祉活動の連動	(ア) 安心生活創造事業 (イ) こどもホームデリ	
		③支援力を高める取り組みへの支援強化	(ア) 生活支援コーディネーター設置事業 (イ) 安心生活創造事業	
	(4) 地域を活性化させる取り組みの推進	①若年代の地域参加の推進と支援	(ア) 安心生活創造事業 (イ) ボランティア総合センター運営事業	
		②多世代が集う居場所づくり	(ア) 安心生活創造事業	
	3 地域福祉を担う人づくり	(1) 地域共生社会実現のための福祉教育の推進	①地域共生社会を実現する福祉教育の展開	(ア) 市社協役員研修会の開催 (イ) 介護講座の開催 (ウ) ボランティア総合センター運営事業
			②保育・教育機関等との連携推進	(ア) ボランティア総合センター運営事業
			③福祉専門職の魅力発信	(ア) 情報提供推進事業
(2) 福祉専門職の確保と質の向上		②ICTや介護ロボット等の活用促進	(ア) ICT等活用の検討	
		③福祉専門職確保の仕組みづくり	(ア) 福祉専門職養成事業	
		④多職種連携を可能にする福祉専門職の質の向上	(ア) 介護サービス従事者研修 (イ) 市社協職員研修の実施 (ウ) 生活困窮者自立相談支援事業 (エ) 多機関協働事業 (オ) 基幹相談支援事業	
(3) 地域福祉活動の担い手の育成と住民の参加意識の醸成		①地域福祉活動への参加意識の醸成及び人材の確保	(ア) 住民向け福祉講座の開催 (イ) 地域総合福祉推進事業 (ウ) 安心生活創造事業	
		②地域リーダーの育成	(ア) 地域総合福祉推進事業 (イ) 安心生活創造事業	
(4) ボランティア活動への参加促進		①ボランティア活動者の支援と活動の普及及び啓発	(ア) ボランティア総合センター運営事業 (イ) 共同募金委員会の運営	
		②地域福祉活動への参加による理解	(ア) ボランティア総合センター運営事業 (イ) 地域総合福祉推進事業	

※施策項目・具体的取り組みの色付き部分は地域福祉計画の重点施策

第4次地域福祉計画等との関係

市社協は、地域住民の福祉活動への支援を中心に、「自助・共助」と「公助」の橋渡し役となり、地域福祉計画の実現に向け、行政や関係機関と協働して施策を進めます。

